

○盛岡・紫波地区環境施設組合予算規則

平成19年3月28日規則第1号

改正 令和2年10月28日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合の予算の編成及び執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算の編成等)

第2条 予算の編成等については、矢巾町予算規則（平成19年矢巾町規則第17号）の規定の例（第12条を除く。）による。この場合において、これらの規定中「町長」とあるのは「管理者」と、「課長等」又は「財政担当課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、予算の編成及び執行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月28日規則第14号）

この規則は、令和2年10月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。